

求職者支援訓練に関する認定申請について

兵庫労働局職業安定部訓練課

令和6年11月19日開講の訓練認定規模は、表のとおりです。

訓練内容としては、就職に必要な基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)も設定するが、基礎的能力から実践的な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練(実践コース)を中心とします。

表1(各分野予定数)

		11月19日開講
基礎コース		25人
実践コース		100人
実践 コース 内訳	介護福祉分野	15人
	営業・販売・事務分野	15人
	デジタル系	30人
	IT分野	15人
	WEBデザイン系コース	15人
	医療事務分野	15人
	理美容関連分野 その他	15人 10人
申請書提出開始日		令和6年7月25日(木)
申請書提出締切日		令和6年8月7日(水)

※eラーニングコースの上限定員は10人とします。

表1のうち、地域ニーズ枠は次のとおりです。

	職場復帰支援コース枠	託児サービス付訓練コース	地域共有枠
基礎コース	1コース	1コース	1コース
実践コース		1コース	1コース

※ 「デジタル系」とは、「02 IT分野」に、「11 デザイン分野」のうちWEBデザイナー養成科、WEBクリエイター養成科などのWEBデザイン系コースを加えたものです。

※ 「WEBデザイン系コース」は、職業訓練認定申請書(様式A-16、認定様式第1号)の3(1)の訓練科名又は訓練カリキュラム(様式A-9、認定様式第5号)の「就職を想定する職業・職種」欄に、「WEB」、「Web」、「ウエブ」(文字の表記は問わない。)のいずれかが記載されているものとします。

・認定単位期間については、兵庫においては認定単位期間は1か月とし、毎月認定を行います。

・認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、兵庫労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部のホームページに掲載します。

・認定申請は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部が受け付けします。(連絡先:06(6431)8727)

・求職者支援訓練の受講者募集に関する広告、折り込み等の内容に関する事前の確認につきましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部と兵庫労働局が行います。

※ 新たに訓練を実施する施設を確保するため、基礎コース30%、実践コース20%の新規参入枠を設けます。

ただし、認定単位期間で新規参入枠に余剰定員が発生した場合は実績枠に振り替えることも可能とします。また、実績枠に余剰定員が発生した場合は、新規参入枠に振り替えることも可能とします。

実践コースの同一分野における新規参入枠のコース設定は原則1コースとします。なお、同一分野とは、実践コース19分野のそれぞれをいいます。

※ 同一訓練実施機関が1申請期間内に同一地域で申請できる件数は、2コースまでとします。ただし、基礎コースと実践コースを合わせて2コースとし、同一分野・同一内容の訓練は1コースとします。

同一地域の「地域」とは、開講予定施設の所在地を管轄する公共職業安定所の管轄地域、同一分野の「分野」とは、基礎コース20分野及び実践コース19分野をいいます。

※ 同一地域における実践コースの同一分野の訓練設定は原則2コースを上限とします。

※ 認定単位期間内に余剰定員が発生した場合は、デジタル系のIT分野及びWEBデザイン系コース間で振り替えることも可能とします。

介護福祉分野・医療事務分野・デジタル系の各分野において余剰定員が発生した場合は、当該期間内でその他分野(営業・販売・事務分野、理美容関連分野、Webデザイン系コース)へ振り替えることも可能とします。

※ 第3四半期及び第4四半期においては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コース分の繰り越し分について、基礎コース・実践コース間及び他分野へ振り替えることも可能とします。

※ 地域ニーズ枠での選定からもれた場合は、通常枠での選定を行います。

※ 地域共有枠は、豊岡、西脇、柏原、洲本、龍野公共職業安定所(出張所・分室を含む。)の管轄地域の訓練施設で実施する訓練とします。